



健感発第0729001号
平成17年7月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号。以下「改正政令」という。）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第127号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成18年4月1日（一部については本日）から施行される。改正政令及び改正省令の趣旨及び主な内容は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管下市町村及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知において「予防接種法」（昭和23年法律第68号）を「法」と、「予防接種法施行令」（昭和23年政令第197号）を「令」と、「予防接種法施行規則」（昭和23年厚生省令第36号）を「施行規則」と、「予防接種実施規則」（昭和33年厚生省令第27号）を「実施規則」と略称する。

記

第1 改正の概要

1 定期の予防接種の対象者（改正後の令第1条の2の表関係）

(1) 麻しん対策を強化し、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者をいずれも次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

ア 第1期の予防接種 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

イ 第2期の予防接種 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

(2) 日本脳炎に係る定期の予防接種のうち有効性が低いと評価される第3期の予防接種を廃止すること。

2 予防接種済証の様式（改正後の施行規則様式第3関係）

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種を受けた者に交付する予防接種済証の様式を改めたこと。

3 定期の予防接種の実施に関する事項（改正後の実施規則第9条から第11条まで、第13条及び第14条並びに改正前の実施規則第17条関係）

(1) ジフテリア、百日せき又は破傷風に係る定期の予防接種について、ジフテリアトキソイド、沈降ジフテリアトキソイド、沈降精製百日せきワクチン、沈降破傷風トキソイド又はジフテリア破傷風混合トキソイドを用いて接種を行うこととしている関係規定を削除したこと。

(2) 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いて接種を行うこと。

(3) 日本脳炎に係る第3期の予防接種の関係規定を削除したこと。

第2 施行期日等

1 施行期日（改正政令附則第1条及び改正省令附則関係）

平成18年4月1日。ただし、第1の1の(2)並びに第1の3の(1)及び(3)については、公布の日

2 経過措置（改正政令附則第2条関係）

麻しん及び風しんに係る定期の予防接種について、第1期及び第2期の予防接種ともに乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いることとしているところ、当面、平成18年4月1日前に麻しん又は風しんに係る定期の予防接種（麻しん又は風しんの単抗原ワクチンのいずれかの接種）を受けた者については、第2期の予防接種の対象者とし、したがって、第1の1の(1)は、適用しないこと。

なお、平成18年4月1日以降に5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（同日前に麻しん又は風しんに係る予防接種をいずれも受けていない者に限る。）については、第2期の予防接種の対象者となるものであること。

第3 留意事項

1 日本脳炎に係る第3期の予防接種の廃止

公布の日から施行されるので、特に留意すること。

2 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種

(1) 平成18年4月1日以降、対象者が「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」から第1の1の(1)に定める者に改められることを踏まえ、未接種者である対象者に対して、個別通知その他の方法により、早期に接種を受けるよう積極的な勧奨に努められたいこと。

(2) 平成18年4月1日以降、麻しん又は風しんの単抗原ワクチンの接種は、

法に基づかない予防接種となること及び第2の2に留意の上、同年3月1日から同月31日までにおける未接種の対象者について、同年4月1日以降にも接種機会の確保が可能な場合には、同日以降の接種を勧奨するよう配慮すること。